

【1】新教育委員会制度下の教科書採択制度について

☆は下記に記述で回答

設問	(1)教科書採択での首長の関与について					(2)「大へ科採の書方針について		(3)採針会協にこつ採を教議議すとい		(4)教科書採択での教員の役割について						(5)総合教育会議の公開について		
	①	②	③	④	⑤	①	②	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
大阪市					○	未定		未定			○					○	○	○
豊中市					☆	2択では回答困難						○				○	○	○
池田市																		
箕面市	未定											○			未定			
能勢町	○						○		○			○			○	○	△	
豊能町																		
吹田市					☆	☆									○	○	○	
高槻市					☆										☆			
茨木市	○					内容で判断		○				○			☆			
摂津市					☆	検討中	検討中					○			○	○	☆	
島本町	検討中										○	○			検討中			
守口市	未定											○		○	未定			
枚方市					☆										○	○	○	
寝屋川市	空白																	
大東市	現時点では新制度について、内容等を確認・検討中の段階であり、回答できません。																	
門真市																		
四條畷市	未定											○			○	○	○	
交野市	現時点では回答できません。																	
東大阪市	☆														☆	○	○	
八尾市	空白																	
柏原市																		
富田林市	回答拒否																	
河内長野市																		
松原市	回答拒否																	
羽曳野市	回答拒否																	
藤井寺市	回答拒否																	
大阪狭山市																		
太子町	○					○		○				○			空白			
河南町	○					○		○		○					○	○	○	
千早赤阪村																		
堺市					☆	未定									☆	○	○	
泉大津市	未定											○			○	○	○	
和泉市																		
高石市					○							○			○	○	○	
忠岡町	未定																	
岸和田市	未定												空白					
貝塚市																		
泉佐野市		○				○		○		○					○	○	○	
泉南市	未定												○	○	△			
阪南市																		
熊取町	○					○		○		○					○	○	○	
田尻町	○					○		○		○					○	○	○	
岬町	○					○		○		○					○	○	○	

【 2 】 2014 年 小 学 校 採 択 に つ い て

設 問	(1) 教科書採択方針の内容について						(2) 選定委員会の「答申」の方法について				(3) 教育委員会議での採択方法			(4) 小学校採択での首長の関与について					
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	①	②	③	①	②	③	④	⑤	
大阪市		○	○	○	○	○			○		○							○	
豊中市						☆			○		○							○	
池田市																			
箕面市			○						○		○							○	
能勢町	○	○	○	○				○			○							○	
豊能町																			
吹田市						☆			○				☆					○	
高槻市	○	○	○	○	○			○	○		○							○	
茨木市	○	○	○						○		○							○	
摂津市						☆		○	○		○							○	
島本町			○					○			○							○	
守口市			○	○					○	☆		○						○	
枚方市			○						○		○							○	
寝屋川市						☆		○			○							○	
大東市			○						○		○							○	
門真市																			
四條畷市	○	○	○	○	○				○		○							○	
交野市			○					○	○		○							○	
東大阪市						☆				☆	○							○	
八尾市	○	○	○	○			○				○							○	
柏原市																			
富田林市	回答拒否																		
河内長野市																			
松原市	回答拒否																		
羽曳野市	回答拒否																		
藤井寺市	回答拒否																		
大阪狭山市																			
太子町	未定						未定				○								○
河南町	該当なし									☆	○							○	
千早赤阪村																			
堺市			○	○					○		○							○	
泉大津市						☆				☆	○							○	
和泉市																			
高石市			○	○				○	○		○							○	
忠岡町						☆				☆	○							○	
岸和田市			○	○				○			○							○	
貝塚市																			
泉佐野市						☆			○		○							○	
泉南市						☆		○			○							○	
阪南市																			
熊取町		○	○					○			○							○	
田尻町		○	○					○			○							○	
岬町		○	○					○			○							○	

【 3 】 教科書採択過程の情報公開について

設問	(1) 教育委員会の資料について			(2) 教育委員会の傍聴について			(3) 採択資料の情報公開について																			
	①	②	③	①	②	③	採択前公開・・・(○) 採択後公開・・・(△) 非公開・・・(×) 不存在・・・(不)																			
項目	①	②	③	①	②	③	採択方針及び規則	採択に関する手続き	採択手続きに関する日程	調査の観点	選定委員会の次第、配付資料	選定委員会の議事録	選定委員名簿	選定委員会の答申	調査員名簿	調査員会議の議事録	調査研究報告書	学校意見書 学校調査	研究団体意見書	市民アンケート	市民の要望書	教育委員会会議の議事録				
大阪市	○	○	○	○			○	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
豊中市	○			○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
池田市																										
箕面市	○			○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
能勢町		○		○			○	○	○	○	○	×	△	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
豊能町																										
吹田市	○			○			○	○	○	△	△	△	○	○	△	不	△	△	不	△	×	△	△			
高槻市	基本的に配布			○			国・府の通知文書及び市の情報公開条例に則り対応してまいりたい																			
茨木市		○			○		○	○		△			△	△	△	△	△						△			
摂津市	○			○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
島本町	○			○			○	○	○	○	○		○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
守口市		○			○		○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
枚方市	☆			○			採択資料は、採択後に市役所行政資料コーナーに設置																			
寝屋川市	○			○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				×	△			
大東市	該当なし					☆	採択前の公開はなし。採択後公開請求があれば個人情報をはぶき公開。																			
門真市																										
四條畷市		○		○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△		△			
交野市		○				☆	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△		△			
東大阪市		○			○		○			△		△	△	△	△	△	△						△			
八尾市	○				○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	△			
柏原市																										
富田林市	回答拒否																									
河内長野市																										
松原市	回答拒否																									
羽曳野市	回答拒否																									
藤井寺市	回答拒否																									
大阪狭山市																										
太子町		○			○		○	○	○																	
河南町	○			○			○	○	○	空白																○
千早赤阪村																										
堺市		○		○			○	○	○	△	○	△	○	△	○	×	△	×	×	×	×	×	△			
泉大津市		○			○		請求があった時点で判断します。																			
和泉市																										
高石市		○		○			○	○	○	○	△	△	△	△	△	×	△	×	×	×	×	△	△			
忠岡町		○		○			情報公開請求があった時点で判断します。																			
岸和田市		○		○			不	不	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	不	不	△			
貝塚市																										
泉佐野市	○				○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	△			
泉南市		○		○			○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	△			
阪南市																										
熊取町	○			○			×	×	×	△	×	×	×	△	×	×	△	△	△	不	×	×	×			
田尻町	○			○			×	×	×	△	×	×	×	△	×	×	△	△	△	不	×	×	×			
岬町	○						×	×	×	△	×	×	×	△	×	×	△	△	△	不	×	×	×			

【 4 】 教科書採択への市民の意見反映について

設問	(1) 教科書展示会の開催時間帯				(2) 市民意見の受付		(3) 市民意見の反映について				(4) 教育委員会 会 議 請 願 ・ 陳 情 の 扱 い に つ い て				(5) 市民からの質問状の扱いについて			
	① 平日のみ 9:00～5:00	② 平日・休日 9:00～5:00	③ 平日のみ 9:00～8:00	④ 平日・休日 9:00～8:00	① 受けて付いている	② 受けて付いていない	① 選定委員会や教育委員会で、アンケートをそのまま報告している。	② 教育委員会事務局が内容をまとめ委員等へ報告している。	③ 報告をしていない。	④ その他	① 教育委員会議に報告し、採決をとっている。	② 教育委員会議で口頭陳述の機会を与えている。	③ 教育委員会議に報告するが採決をとっていない。	④ 教育委員会議に報告をせず、教育委員会事務局で対応している。	① 教育委員会議に報告し、文書で回答している。	② 教育委員会議に報告するが、文書で回答していない。	③ 教育委員会議に報告せず、教育委員会事務局で文書で回答している。	④ 文書回答をしていない
項目	①	②	③	④	①	②	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
大阪市	31カ所を実施。				○		原文のまま報告							☆			○	
豊中市	9:00～19:00				○		○						○		内容に応じた対応			
池田市																		
箕面市				○	○		○				○				○			
能勢町			○		○		○						○		○又○			
豊能町																		
吹田市	☆				○		☆				○				☆			
高槻市	○				○		○	○			高槻市教育委員会会議規則に則り実施							
茨木市	平日④			休日②	○		○						○		☆			
摂津市	○				○		○						○		質問状はなかった			
島本町		○			○		○						○					
守口市	○				○		○				○						○	
枚方市		○			○		○				○				空白			
寝屋川市				○	○		○						○		○			
大東市	○				○		○							○			○	
門真市																		
四條畷市	○				○		○						○		○			
交野市	○				○		○				該当なし。今後、内容を吟味し対応							
東大阪市		○			○					☆	請			陳			○	
八尾市				○	○		○				○				○			
柏原市																		
富田林市	回答拒否																	
河内長野市																		
松原市	回答拒否																	
羽曳野市	回答拒否																	
藤井寺市	回答拒否																	
大阪狭山市																		
太子町	○				○		○						○		空白			
河南町	○				○		○					○		該当なし				
千早赤阪村																		
堺市				○	○		○				請			陳			○	
泉大津市	○				○		○				該当なし				該当なし			
和泉市																		
高石市	○				○		○				請			陳			○	
忠岡町		○			○		○				該当なし				該当なし			
岸和田市	○				○		○				内容による。						○	
貝塚市																		
泉佐野市	○				○					☆			○			○		
泉南市		○			○		○						○				○	
阪南市																		
熊取町	○				○		○						○		○			
田尻町	○				○		○						○				○	
岬町	教科書センターは設置されていない。												○		○			

## 文書回答(☆項目について)

### 【1】新教育委員会制度下の教科書採択制度について

(1)

豊中市：教科書採択については、政治的中立性の要請が高い事項であると考えられるため、教科書採択を総合教育会議の協議題にすることは適当でないとする。ただし、「教科書採択の方針」については、総合教育会議の協議題とするとは考えられる。

吹田市：個々の教科書採択に関しては総合教育会議の協議題とするべきではない旨の文部科学省通知がなされたものと認識しています。

高槻市：教科書採択は、政治的中立性の確保が求められる事項と考える。

摂津市：個々の教科書採択に関しては総合教育会議の協議題とするべきではない旨の文部科学省通知がなされたものと考えています。

枚方市：教科書採択については、これまでどおり教育委員会の権限において行っていく。

東大阪市：(1)(2)(3)教科書の採択におきましては、今後も静謐な環境のもと、教育委員自らの権限と責任において、公正かつ適正な採択を行ってまいりたいと考えております。

堺市：教科書採択は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条により教育委員会の事務である。

(2)

吹田市：「大綱」は総合教育会議での協議を経て、地方公共団体の長が定めるものとされていますが、当該会議が未開催の現時点では、回答できません。

高槻市：教科書採択は、政治的中立性の確保が求められる事項と考える。

高石市：平成26年度に「たかいし教育ビジョン」を策定したので、今後「大綱」を作成する予定はありません。

(3)

高槻市：教科書採択は、政治的中立性の確保が求められる事項と考える。

(4)

吹田市：平成26年度に実施した教科書採択では、教員に対し、任意で意見書を提出するようにしています。

高槻市：教科書の回覧を行い意見書の提出を求めている。

枚方市：平成27年度使用小学校教科用図書採択については、教員を含めた調査員により「成27年度使用小学校教科用図書採択に係る調査員報告書」を作成した。

東大阪市：教員の調査員を任命し、調査報告書を作成していただいている。また選定委員会において選考の参考となるよう採択対象となる校種の全学校での見本の閲覧を行い、その際に文章表記にて意見をいただいているとともに、採択対象となる校種の各教科研究会からも意見をいただいております。

堺市：指導主事及び教員を任命し、文部省通知（s 39.02. 14.96号）および大阪府教育委員会の指導・助言により調査研究を行っている。

(5)

茨木市：法律の通り、原則公開するが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではないとする。議事録についても、作成し公表するよう努めるが、前記に準じるような場合は、この限りではないとする。

摂津市：原則公開するが、公開により率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではないとする。

### 【2】2014年小学校採択について

(1)

豊中市：学習指導要領、文部科学省通知、大阪府教育委員会通知の基本事項、豊中市小中学校教科省図書選定委員会規則等を踏まえ、採択を行う。

吹田市：市独自の採択方針を設けてはいませんが、調査員が各種目の調査研究を行う際に、学習指導要領を示し、各教科の目標等を踏まえた調査報告書を作成するようにしています。

摂津市：市独自の採択方針を設けていないが①～③に基づく国の検定に合格した教科書のうちから採択するものと考えており、本市の児童や地域の実態に即したものを関係法令や通知

文に基づき採択を行った。

寝屋川市教委：大阪府の採択事務の基本事項に基づき行っている。

東大阪市：本市教育委員会では「東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会より答申を受け採択する」ことを採択方針としております。尚、答申における選定理由としては、①学習指導要領に照らした取り扱いの内容としてはどうか、②人間尊重の意義の重要性に鑑みた人権への配慮はどうか、③本市の子どもたちの実態から見た内容の程度、組織・配列並びに取り扱いの分量はどうか、④子どもの教科用図書への動機付けや主体的な関わりを促すような創意工夫はどうか、⑤その他(ユニバーサルデザインの観点を含む)となっております。

泉大津市：学習指導要領の目標に即した内容及び本市の児童や地域の実態に即したものの。

忠岡町：学習指導要領の目標に即した内容及び本市の児童や地域の実態に即したものの。

泉佐野市：明文化していないが、関係法令や文部省の通知文等を示している。

泉南市：大阪府教委通知に基づいて示している。

(2)

守口市：「最もふさわしいもの」「よりふさわしいもの」「ふさわしいもの」として分けたものをつけている。

東大阪市：何社かに絞り込んで答申した。

河南町：南河内郡の3町村で採択協議会を設置、選定委員会はなし。

泉大津市：全社の長所を表記して、何社かに絞り込んで答申した。

忠岡町：全社の長所を表記して、何社かに絞り込んで答申した。

(3)

吹田市：話し合いにより教育委員一人ひとりが選んだ理由も含めて意思表示をし委員の多数によって採択をしました。

### 【3】教科書採択過程の情報公開について

(1)

大阪市：「採択」は公開。その他、選定委員会の委嘱などは非公開。

枚方市：傍聴者用資料は、退出時に回収します。

大東市：教科書採択に関わる教育委員会議を公開し、傍聴者の控え室に閲覧用資料を用意している。

(2)

大東市：できる限り全員が傍聴できるように配慮しているが、場所に限りがあるため入りきれない場合は抽選を行う。

交野市：先着順。

### 【4】教科書採択への市民の意見反映について

(1)

吹田市：市内9会場で展示会を開催し、8会場は小学校及び男女共同参画センターにおいて平日9時～17時まで、1会場は公立図書館において土日も含めて10時～18時まで(木・金曜日のみ20時まで)設定しました。期間・会場・時間帯等を市民向けに広報しています。

(3)

吹田市：選定委員会や教育委員会で、アンケートに記載された全ての内容を表形式にまとめて報告しています。

泉佐野市：委員が閲覧できるようにとりまとめています。

(4)

大阪市：会議規則には、請願・陳情の規定はない。なお、市民からの質問については、「市民の声」の制度により、事務局で対応している。

(5)

吹田市：文書回答を行うとともに、必要に応じて教育委員に情報提供しています。

茨木市：教育委員会議に報告し、教育委員会事務局で文書回答している。